

今がチャンスです

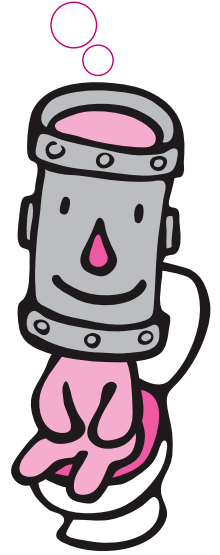
融資あっせんを増額！助成金2倍！

問い合わせ 給排水課普及指導係 ☎(823)8432

公共下水道が整備されると、水洗トイレが使えるようになり、生活排水が道路側溝に流れ込まず、嫌な臭いの発生も防げるほか、河川などの水質改善にもつながります。

快適で清潔な市民生活のため、上下水道局では、できるだけ速やかに公共下水道へ接続していただけるよう融資あっせん・助成金制度を設けています。

平成27年3月31日まで各制度の金額を増額していますので、ぜひご利用ください。台所や風呂などの雑排水のみを公共下水道へ接続するかたも対象となります。



●融資あっせん制度 * 利子を上下水道局が負担します。

くみ取り便所を水洗トイレに改造するとき

- 融資限度額(これまでより20万円増額)
一般住宅 ▶ **70万円**
貸家等 ▶ **60万円**
(くみ取り便所の数により最高300万円)
- 償還方法 70回以内

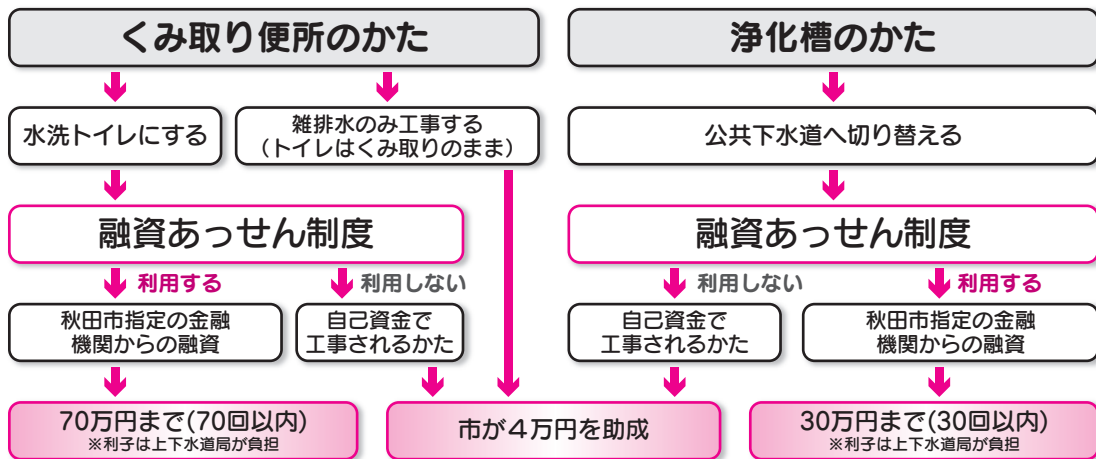
浄化槽から下水道へ切り替えるとき

- 融資限度額(これまでより5万円増額)
一般住宅 ▶ **30万円**
貸家等 ▶ **25万円**
(浄化槽の数により最高125万円)
- 償還方法 30回以内

●助成金制度 * 融資あっせん制度を利用しないかたが対象です。

融資あっせん制度を利用しないで工事を行うかたには、**4万円**(これまでより2万円増額)の助成金を交付します(くみ取り便所・浄化槽の数により最高20万円)。

..... 融資あっせん・助成金のながれ



秋田県および秋田市では、期間限定で「住宅リフォーム支援事業」を行っており、上下水道局の融資あっせん・助成金制度と併せて利用できる場合がありますのでご相談ください。

ご協力ください

水洗化アンケート

現在、水洗化アンケート調査を実施しています。上下水道局から調査票がご自宅などに届いた際には、ご記入のうえ返信願います。お寄せいただいたご意見は、今後の上下水道事業の参考にさせていただきます。

また、公共下水道へ未接続のご家庭に対して、担当職員が個別に訪問して調査・接続などのお願いに伺っていますので、併せてご協力をお願いします。

市設置型浄化槽をお考えのかたはご相談ください

問い合わせ 下水道建設課 ☎(864)1455

公共下水道の計画区域外で、農業集落排水事業の処理区域を除いた地域にある一戸建て・共同住宅が対象です。市が浄化槽を設置し、維持管理も行います。設置をお考えのかたで1年以内に水洗化できるかたは、下水道建設課へご相談ください。

市設置型浄化槽を利用するかたの負担

- 浄化槽本体の設置分担金(工事費の約1割)
- 使用料(基本使用料月額1,020円+従量使用料)
- 浄化槽以外の排水設備・トイレ改造工事費用



「上下水道の広場」では、みなさんからのご意見、ご感想、ご質問などをお待ちしています。

宛先 〒010-0945 川尻みよし町14-8
上下水道局総務課経営企画係
☎(823)8434 ファクス(824)7414
Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp

◆川尻庁舎改修工事に伴い、上下水道局各課が次のとおり一時移動しています。

八橋下水道終末処理場管理棟 (八橋本町六丁目12-15)へ移転

総務課 ☎(823)8434(郵便物は上記宛先へ)
水道建設課 ☎(823)8435
下水道建設課 ☎(864)1455

上下水道局庁舎内で移動

お客様センター ☎(823)8431 ▶ 1階から3階へ
給排水課 ☎(823)8432 ▶ 2階から4階へ
維持管理課 ☎(823)8433 ▶ 2階から4階へ

* 給排水課と維持管理課は3月4日(月)から移動します。

◆上下水道局ホームページで水道と下水道に関するさまざまな情報を見ることができます。どうぞご利用ください。

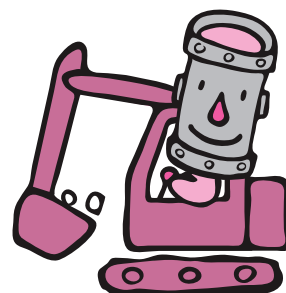
ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

私道に下水道を整備しませんか

問い合わせ 下水道建設課 ☎(864)1455

公共下水道が設置されていない道路は、私道の可能性があります。私道であっても、一定の要件を満たしていれば、沿線の関係者のみなさんからの申し込みを受けて、公共下水道を設置します。

水洗化したいのに下水道が入っていないのかたは、下水道建設課へご相談ください。



井戸水や沢水をお使いのかたへ

問い合わせ お客様センター ☎(823)8431

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用し、その排水を公共下水道や農業集落排水、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料を負担していただくことになります。そのため、水道水以外の水の使用を開始または中止する場合はお客様センターへ必ず届け出てください。

また、現在、水道水以外の水を使っていて、まだ届け出をしていないかたはお客様センターへご連絡ください。

